

理念と安全管理指針

1. 理念

患者様の人権を尊重し、優秀な医療技術や快適な医療環境に裏付けられた質の高い医療を提供する。またそのためには、徹底した安全管理が不可欠であり、安全管理指針に従ってその実践に努める。

2. 安全管理指針

理念の実現をはかるため、患者様の医療安全についてすべての職員が実施するよう、次のように指針を定める。

(1) 医療安全に関する委員会の設置

院内に医療安全管理委員会、およびリスクマネジメント委員会を設置し、安全管理体制を確立すると共に、それらが円滑に機能できる環境を維持する。

(2) インシデント事例の報告及び評価分析

院内でのインシデント事象や医療事故についての適切な報告システムを確立し、その把握、分析、また迅速な対応などを通じて、重大医療事故の限らない「ゼロ」を目指す。

(3) 医療安全のための職員研修

全職員を対象とした安全管理のための研修を年 2 回程度定期的に行い、それ以外にも必要に応じて開催する。

(4) 医療事故発生時の対応

医療事故の発生時の対応については、常に誠実を基本とし、医療上の最善の処置を講ずることはもとより、患者及び家族に対して事実の速やかな説明等、医療の透明性を確保した対応をするとともに、個人情報保護と倫理性の確保に十分努めるものとする。

医療事故等が発生した場合、病院全体の組織としての判断と対応が不可欠であり、「ベリタス病院医療安全管理マニュアル」の医療事故報告に沿って対応にあたらなければならない。また、重大な事故においては個人情報保護を考慮した上で事実の公表等適切に対応しなければならない。開かれた医療を推進していくためには情報の提供は重要であり、「安全管理指針」については、要望があれば患者や患者家族に対し指針の開示を行う。

(5) 医療安全管理マニュアルについて

医療の安全管理の推進のため、ベリタス病院医療安全管理マニュアルの周知徹底を図る。また、医療事故は、さまざまな要因が複雑に関連して起こる。従って、このマニュアルに掲げた事故防止対策で全ての事故を防ぐことはできない。他にも有効な事故防止策があると考えられるので、他の医療機関独自の方策も参考にしながら、常に検討を重ね、より質の高いものを目指していく必要がある。

(6) 患者相談への対応

- ① 患者等から苦情、相談に応じられる体制を確保し、患者等との情報共有を確実なものとするために、患者相談担当者を配置する。
- ② 患者相談に関する活動の趣旨、相談場所、対応時間等について患者等に明示する。
- ③ 患者相談の活動に関し、相談対応する職員、相談後の取り扱い、相談情報の保護、管理者への報告等に関する規定を整備する。
- ④ 相談により、患者や家族が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。
- ⑤ 苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理室に報告し、医療安全対策の見直し等に活用する。

(7) 病院医療安全管理指針の閲覧

① 本指針の周知

本指針の内容については院長、医療安全推進者、医療安全管理委員会を通じて全職員への周知徹底を行う。

② 本指針の見直し、改正

- 医療安全管理委員会は、少なくとも毎年1回以上本指針の見直しを議事として取り上げ検討するものとする。
- 本指針の改正は医療安全管理委員会の決定により行う。

③ 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報共有に努めるとともに、患者及びその家族等から閲覧の求めがあった場合はこれに応じる。

平成24年4月 作成
平成26年6月 一部修正
令和元年11月改訂
令和7年5月1日改定